

ごみは正しく分別して出しましょう！

もう一度ご確認ください！「家庭ごみ」の正しい分け方・出し方

ごみの分別がわからない場合、皆さんはどうしていますか？

市では、毎年各家庭に配布しているパンフレット『「家庭ごみ」の正しい分け方・出し方』や、市のホームページにある『暮らしの便利帳』で、正しい分別の方法や注意事項など、ごみ出しのルールをお知らせしています。

ルールを守らないでごみを出すと、収集や処理に支障が出るばかりか、ごみステーションの管理者や地域の方々に多くの迷惑をかけます。皆さんのご家庭で、もう一度「正しい分け方・出し方」を確認いただき、ルールを守ってごみを出していただきますようお願いいたします。

■問合せ 市庁舎別館衛生課 廃棄物対策係 TEL0897-52-1338

紙箱・厚紙などの「雑がみ」が「資源ごみの古紙の日」に出せるようになりました

『雑がみ』とは家庭から出される古紙のうち、新聞やチラシ、雑誌、ダンボール、飲料用の紙パック以外のものです。

※詳しくは右の具体例をご参照ください。

これまで『雑がみ』は、細かくして「もえるごみ」として出していたのですが、ごみの減量化・再資源化の推進のため、これからは『雑誌』と一緒にひもで縛れば「資源ごみの古紙の日」に出せるようになりました。

ただし、紙以外の素材が付いたままのもの、防水加工紙、感熱紙、感圧紙、汚れた紙などは、リサイクルができないため『雑がみ』としては出せません。これまでどおり「もえるごみ」で出してください。また、個人情報を含む書類など、焼却したい紙も「もえるごみ」として出してください。

■『雑がみ』を出す際の注意事項

- 紙箱は、つぶしてください。
- 小さな紙は、落ちないように雑誌の間に挟んでください。
- ビニールなど紙以外の素材は、取り除いてください。

「雑がみ」として出せるもの

紙箱（菓子箱・ティッシュ箱など）、厚紙（ワイシャツの台紙など）、ノート、コピー用紙、名刺、はがき、封筒、包装紙、紙袋、トイレトペーパーの芯など

「雑がみ」として出せないもの

金属やビニールなど紙以外の素材が付いたままのもの、食品や洗剤が触れたもの、防水加工紙（紙コップ、写真など）、油紙、ティッシュペーパー、感熱紙（レシートなど）、感圧紙（領収証など）

次のごみは、分別方法をよく間違っています。ご注意ください。

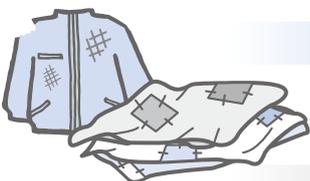
厚手の衣類・幅の広い布

布や衣類は「もえるごみ」として出せますが、ジャンパーやコートなど『厚手の衣類』、タオルケットやシーツなど『幅の広い布』は、「粗大ごみ」で出してください。

厚手の衣類・幅の広い布をそのまま「もえるごみ」で出されると、クリーンセンターの機械に絡まったり、詰まったりして、機械の故障の原因になります。

※厚手の衣類・幅の広い布を、ご家庭で小さく切った場合は、「もえるごみ」で出すことができます。

厚手の衣類・幅の広い布の出し方は、いずれか一つ



「粗大ごみ」で出す

小さく切断して「もえるごみ」で出す

剪定枝

剪定（せんてい）した枝に付いた『葉』や『小枝』は、枝から取り除いて「もえるごみの指定袋」に入れて出してください。

葉や小枝を付けたまま枝を出されると、散らかってごみステーションが汚れたり、収集時に毛虫に刺されたりして、事故につながります。

葉や小枝を取り除いた『枝』は、次の方法で出してください。

▼枝の太さが3cm以下の場合

長さ1m以下に切断し、直径30cm以下に束ねると、特例として指定袋に入れずに「もえるごみ」として出せます。ただし、一度に出せる量は2束までです。

▼枝の太さが3cm超10cm未満の場合

長さ2m以下に切断し、「粗大ごみ」として出してください。

▼枝の太さが10cm以上の場合

収集できませんので、衛生課にご相談ください。